

全旭国際ゴルフ倶楽部 会則

第一章 総則

第一条 (名称) 本倶楽部は全旭国際ゴルフ倶楽部(以下「倶楽部」といふ)と称する。

第二条 (目的) 本倶楽部は旭国際開発株式会社(以下「親会社」といふ)が所有し、経営する旭国際宝塚カントリー倶楽部(十八ホール)、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部(三六ホール)、旭国際姫路ゴルフ倶楽部(十八ホール)の各ゴルフ場およびその他付属施設を利用して健全なるゴルフの普及發達につとめると共に會員の体位向上ならびに會員相互の親睦を図る社交機關たることを目的とする。

第三条 (事務所) 本倶楽部の事務所は親会社に置く。

第二章 會員

第四条 (會員の種類)

本倶楽部の會員は次のとおりとする。

- (一) 六コース正會員(個人會員、法人會員)
各倶楽部の休業日、指定日を除いて後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる會員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部(十八ホール)
・旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部(三六ホール)
・旭国際姫路ゴルフ倶楽部(十八ホール)
・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブ全コース(東条コース(十八ホール)、大蔵コース(二七ホール)、宇城コース(十八ホール)の合計六三ホール)
- (二) 六コース平日會員(個人會員、法人會員)
土、日、祝日ならびに各倶楽部の休業日、指定日を除いて後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる會員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部(十八ホール)
・旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部(三六ホール)
・旭国際姫路ゴルフ倶楽部(十八ホール)
・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブ全コース(東条コース(十八ホール)、大蔵コース(二七ホール)、宇城コース(十八ホール)の合計六三ホール)
- (三) 五コース正會員(個人會員、法人會員)
各倶楽部の休業日、指定日を除いて、後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる會員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部(十八ホール)
・旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部(三六ホール)
・旭国際姫路ゴルフ倶楽部(十八ホール)
・株式会社東条の森が経営する東条の森カントリークラブのうち、東条コース(十八ホール)、大蔵コース(二七ホール)の合計四五ホール)
- (四) 五コース平日會員(個人會員、法人會員)
土、日、祝日ならびに各倶楽部の休業日、指定日を除いて後記の各ゴルフ場およびその他付属施設の利用ができる會員
・旭国際宝塚カントリー倶楽部(十八ホール)

第五条

(入会手続)

- 一、入会希望者は、所定の入会申込書を親会社に提出し、親会社および理事会の承認を受けた後、親会社に対して所定の期日内に登録料および預託金(募集方式の場合)もしくは名義書替料(譲渡方式の場合)を納入しなければならない。
- 二、入会希望者は、前項の手続をすべて完了した時点において會員資格を取得するものとする。
- 三、入会希望者は、旭国際宝塚カントリー倶楽部、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部および旭国際姫路ゴルフ倶楽部のうち一倶楽部をホームコースとして登録するものとする。
- 四、會員は、ハンデキャップの取得および各種競技会への参加を、登録したホームコースにて行う。
- 五、會員は、正当な理由がある場合に限り、理事会の承認を得て、ホームコースの登録を変更することができる。
- 六、第四条(一)から(四)の會員については、募集方式による入会募集は行わない。

第六条

（会員登録）
一、入会希望者が募集方式により入会する場合は、親会社は登録料および預託金の入金を確認した後、速やかに会員登録書を発行する。
二、入会希望者が譲渡方式により入会する場合は、親会社は、名義書替料の入金を確認した後、会員登録書の裏面に譲受人の氏名または名称及び会員資格取得日を記載し、譲渡を承認する旨の押印をする。親子譲渡・相続譲渡・法人登録者変更に関しても同様とする。

第七条

（登録料等）
一、登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、親会社が定める金額とする。
二、登録料、名義書替料（含相続名義書替料）、法人登録者変更料は、理由の如何を問わず返還しない。

第八条

（年会費）
一、会員は、親会社に対し、親会社が定める年会費を支払う義務を負う。
二、年会費は前払とし、毎年度末までに翌年度分を支払うものとする。
三、会員は、年度途中で会員資格を失った場合においても、当該年度の年会費の減額または清算を求めることができないものとする。

第九条

（民事再生手続前の預託金）
親会社の民事再生手続開始申立事件（神戸地方裁判所平成十六年八月再）第十号の再生計画認可決定確定日（平成十九年一月十八日）以前に親会社に支払われた預託金及び同再生計画にもとづき親会社に支払われた追加預託金については、第十条及び第十二条の定めにかかわらず、親会社は、同再生計画に従って返還するものとする。

第十条

（民事再生手続後の預託金の内容・据置期間）
一、平成十九年一月十九日以後に入会した会員の預託金の内容および扱いについては、本会則に定めるところによる。
二、預託金には利息を付けない。
三、預託金は、募集方式により入会した会員については会員資格取得日から十年を経過した日まで、譲渡方式により入会した会員については同じく会員資格取得日から十年を経過した日まで、各々据置くものとする。

第十一条

（預託金の返還）
一、会員が、据置期間満了後、親会社に対し所定の届出をして退会したときは、親会社は会員登録書と引換えに預託金を返還する。
二、会員は、第十七条第一項第（二）号から第（六）号の事由により、預託期間満了前に会員の資格を喪失した場合であっても、預託期間満了までは、預託金の返還を請求することができる。
三、親会社は、預託期間満了後に、預託金を返還する。
四、親会社が預託金を返還する場において、親会社は、未収年会費その他当該会員に対する未収金全額を相殺のうえ残額を返還するものとする。

第十二条

（譲渡）
一、会員は、親会社に対し所定の届出をなし、理事会の承認を得て、その親会社を譲渡することができる。
二、会員は、親会社に対して未払債務がある場合には、未払債務全額を支払わなければ、親会社に対し、名義書替料を請求をすることができない。
三、親会社は、名義書替料の入金を確認した後、会員登録書の裏面に譲受人の氏名または名称及び会員資格取得日を記載し、譲渡を承認する旨の押印をする。
四、譲渡方式により入会した会員は、譲渡会員の親会社に対する権利、義務を承継する。但し、譲渡会員に対する預託金返還の据置期間については、第十条第三項の定めるところによる。
五、親会社は、必要に応じて一定期間名義書替を停止することができる。
六、会員権を譲り受けたものは、会則の定めによる所定の名義書替手続を経ることなく親会社に対して預託金返還請求をすることはできない。
七、会員は、会員権から預託金のみを切り離して、他に譲渡することはできない。
八、預託金返還請求を目的とする第三者に会員権を譲渡することはできない。万一、このような第三者に譲渡された場合は、譲渡行為、譲受行為は親会社との関係において無効であり、これを親会社に対抗できないものとする。

第十三条

（法人会員）
一、法人会員は、会員権一口につき、その法人の役員または従業員のうち一名をゴルフ場およびその他付属施設の利用者として記名登録する。
二、登録者の承認および変更の手続は、第六条第二項を準用する。登録の変更が承認された場合、法人会員は親会社に対し、所定の登録者変更料を納入しなければならない。
（相続手続）
一、個人会員に相続が発生したときは、相続人一名に限り会員資格を承継することができる。この場合、会員資格を承継する相続人は、親会社に対し、全相続人の同意を証する書面を添付の上、所定の手続に従い会員資格の承継を申し出なければならない。
二、前項の申し出が承認された場合、相続人は親会社に対し、所定の名義書替料を納入しなければならない。

第十四条

（相続手続）
一、個人会員に相続が発生したときは、相続人一名に限り会員資格を承継することができる。この場合、会員資格を承継する相続人は、親会社に対し、全相続人の同意を証する書面を添付の上、所定の手続に従い会員資格の承継を申し出なければならない。
二、前項の申し出が承認された場合、相続人は親会社に対し、所定の名義書替料を納入しなければならない。

第十五条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。
（会員資格の停止、除名）
会員が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、親会社は理事会の承認を得て会員の資格を一定期間停止したり、もしくは除名することができる。
（一）入会申込書に虚偽の記載をしたとき
（二）諸支払いを三ヶ月以上または二回分以上遅滞したとき
（三）本会則または理事会の定めた事項を遵守しなかつたとき
（四）親会社または本倶楽部の名誉ないし信用を毀損し、または秩序を乱したとき、もしくはその行為を固うとしたとき
（五）会員が、入会前または入会後に暴力団または反社会的団体に所属しているか、もしくはその関係者である事が判明したとき
（六）会員が入会前または入会後に犯罪を犯したとき
（七）会員資格を不正に使用させたとき
（八）その他、前各号に準ずると認められるとき
（会員資格の喪失）
会員は次の事由が生じたときは、その資格を喪失する。
（一）会員資格を譲渡したとき
（二）会員が除名されたとき
（三）会員が競売もしくは公売されたとき、または預託金返還請求権の一部もしくは全部を喪失したとき
（四）法人会員の破産および解散、ならびにこれに準ずる場合
（五）親会社が保証人として会員の債務を代位弁済したとき
（六）親会社が保証人として会員の債務を代位弁済したとき
（担保設定の承諾）
会員たる資格（会員権）を担保に供するときは、理事会の承認を得なければ、その効力を親会社に対抗することができないものとする。

第十六条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第十七条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第十八条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第十九条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十一条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十二条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十三条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十四条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十五条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第二十六条

（退会）
会員が本倶楽部を退会しようとするときは、本倶楽部所定の書面をもって親会社にその旨届け出なければならない。

第三章 役員

第二十七条

（役員）
本倶楽部、旭国際宝塚ゴルフ倶楽部、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部および旭国際姫路ゴルフ倶楽部の共通の意思決定機関として、理事会を設け、次の役員を置く。
理事長 一名
理事 若干名
（役員任命および任期）
一、役員はすべて名譽職とし、親会社が委嘱任命する。
二、任期は一年とし、重任を妨げない。
三、役員は任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでの職務を行う。
（理事会の構成）
一、理事長は、本倶楽部、旭国際宝塚ゴルフ倶楽部、旭国際浜村温泉ゴルフ倶楽部および旭国際姫路ゴルフ倶楽部の各倶楽部を代表し、理事会の議長となる。
二、理事は理事会を構成し、理事会において議案を審議する。
三、理事長に支障がある場合は、親会社が選任した理事がその職務を代行する。
（理事会の職務）
理事会は、親会社が立案する次の事項について審議決定し、親会社はその決定事項に基づいて執行する。
（一）倶楽部運営に関する基本的事項
（二）倶楽部会則、諸規定の制定、改廃
（三）委員会の設置および委員の選任
（四）入会の承認
（五）ホームコース登録変更の承認
（六）第十六条各号に基づく、会員の資格停止処分および除名処分の承認
（七）その他必要事項
（理事会の招集）
一、理事会は、理事長が招集する。
二、理事長は、理事会の開催を各理事にその開催日の七日以前に伝達するものとする。ただし、緊急の場合は招集の当日開催することができる。
（理事会の決議）
理事会の決議は、理事の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数（委任状を含む）にて決し、可否同数の場合は議長が決定する。
（細則）
その他必要な細則は別にこれを定める。
（付則）
本会則は全旭国際ゴルフ倶楽部の全会員に適用する。